

伊豆大島航空旅客運賃補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、大島町の復興の一助として、同町に観光客を誘致するため、運賃の割引を実施する定期旅客航空運送事業者に対し補助金を交付することにより、旅客誘致を促進し、復興に資することを目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）とは、航空法（昭和27年法律第231号）第102条に規定する本邦航空運送事業者であって、東京都内と大島とを結ぶ路線（以下「大島路線」という。）を、本要綱の適用日に運航している者をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助事業者が、平成29年1月29日から同年3月26日までの間に運航する大島路線の各運賃（島民割引運賃は除く。）を、本要綱の適用日前日までに航空法第105条の規定に基づき届け出ている当該運賃より第4条に規定する補助額以上に割り引く事業を補助対象事業（以下「対象事業」という。）とする。

(補助額)

- 第4条 補助額は、産業労働局の補助を受けていない旅客一人片道当たり2,500円とする。ただし、補助事業者が満3歳以上満12歳未満のみを対象とする運賃を設定している場合において、当該運賃に係る補助額は、一人片道当たり2,000円とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、伊豆大島航空旅客運賃補助金交付申請書（第1号様式）を、対象事業開始前（特にやむを得ない理由がある場合にあつては、知事の指定する日）までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第6条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査し、適当と認められた場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、伊豆大島航空旅客運賃補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請した者に通知する。

(補助金の概算払の請求等)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた補助事業者は、前条により通知された額の範囲内で、伊豆大島航空旅客運賃補助金概算払申請書(第3号様式)を提出することができる。

2 知事は、前項の規定により概算払の申請があったときは、交付することができる。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、対象事業が完了したときは、伊豆大島航空旅客運賃実績報告書(第4号様式)に対象事業実施額を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の報告に係る対象事業が補助金交付額の決定及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付額を確定し、伊豆大島航空旅客運賃補助金の額の確定通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定額が交付決定額を上回った場合、知事は予算の範囲内で補助金の追加交付をすることができる。また、確定額が交付決定を下回った場合、補助事業者は、知事の指定する期日までに、確定額と既に交付を受けた概算払額との差額を都に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、伊豆大島航空旅客運賃補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反するとき。
- 二 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
- 三 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消

しの通知をした日から20日以内の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金を納付しなければならない。

(調査等)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類その他物件等を調査させることができる。

(補助金の整理)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかななければならない。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則（平成28年12月14日付28港島管第881号）
この交付要綱は、平成28年12月14日から適用する。